

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 6 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	東 3 - 2 6 4 号線	新潟市東区木工新町 1188 番 1 地先から	前	10.0 ~ 34.0	83.3
		新潟市東区木工新町 1176 番 16 地先まで	後	10.0 ~ 34.0	83.3